

令和3年度9月以降 寒河江市地域型保育所利用者負担額（2号・3号）【参考】

■寒河江市利用者負担額一覧（2号・3号認定）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
		3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税均等割の額のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0
D 1	市町村民税所得割額課税世帯 48,600円未満	0	0	0	0	0	0
D 2	市町村民税所得割額課税世帯 48,600円以上57,700円未満	0	0	0	0	0	0
D 3	市町村民税所得割額課税世帯 57,700円以上72,800円未満	0	0	0	0	0	0
D 4	市町村民税所得割額課税世帯 72,800円以上77,101円未満	0	0	0	0	0	0
D 5	市町村民税所得割額課税世帯 77,101円以上97,000円未満	0	0	0	0	0	0
D 6	市町村民税所得割額課税世帯 97,000円以上133,000円未満	30,000	29,400	0	0	0	0
D 7	市町村民税所得割額課税世帯 133,000円以上169,000円未満	39,000	38,300	0	0	0	0
D 8	市町村民税所得割額課税世帯 169,000円以上235,000円未満	44,500	43,700	0	0	0	0
D 9	市町村民税所得割額課税世帯 235,000円以上301,000円未満	53,500	52,500	0	0	0	0
D 10	市町村民税所得割額課税世帯 301,000円以上	58,000	57,000	0	0	0	0

■家庭状況の変更

父母の勤務状況や住所、世帯員の増減等家庭状況が変わった場合は、「変更認定申請書」、「就労証明書等」、「支給認定変更届出書」を速やかに子育て推進課又は保育所へお知らせください。

※裏面に続きます。

■利用者負担額の階層認定は原則として小学校就学前子どもの父母（自営業や農業を営み、事業主が父母以外の人であるときは、その事業主の方を見ることがあります）の市町村民税と当該年度の4月1日現在の子どもの年齢を基に寒河江市が決定します。

■4月から8月までの利用者負担額は前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの利用者負担額は当該年度分の市町村民税を基に決定します。

■利用者負担額を算定する上では、市町村民税から次の控除をする前の額となります。

寄付金税額控除（地方税法 314 条の 7）、外国税控除（地方税法 314 条の 8）、配当控除（地方税法第 314 条の 9 並びに同法附則第 5 条第 3 項）、住宅借入金等特別税額控除（地方税法附則第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項）

■利用者負担額の徴収方法及び実費徴収や上乘せ徴収については、地域型保育所で定めますのでご確認ください。

■利用者負担額の軽減（免除）

表面の「利用者負担額一覧」における利用者負担額は次により軽減されます。

① C階層からD5階層については、「山形県保育料段階的無償化事業」により、県が 1/2（半額）を軽減します。

なお、寒河江市では残りの 1/2（半額）についても軽減を拡充し、令和 6 年まで無料になります。（令和 7 年以降については、県の事業に合わせ今後検討していきます。）

② 支給認定保護者と生計を一にしている子どもの未就学児のうち、特定教育・保育施設等を同時利用している子どもの範囲において、それぞれの範囲内における最年長の子どもから順に 2 人目は半額免除、3 人目以降は全額免除になります。

③ 上記①、②の規定に加え、寒河江市独自事業により 2 人目の子どもについて、同時入所の場合は全額免除、同時入所以外の場合は半額免除となります。また、最年長の子どもから順に 3 人目以降は全額免除になります。“**必ず申請が必要**”となりますので、子育て推進課にお申し出ください。（ただし、滞納がある場合など、条件によっては免除となりません。）

お問い合わせ先：寒河江市子育て推進課
TEL 0237-85-0907（直通）